

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
新旧対照表（施行規則）

旅行業公正取引協議会

2022年8月

変 更	現 行
<p>第1条 規約第4条第7号の2に規定する「告知広告」とは、例えば、次のものをいう。</p> <p>(3) 情報の詳細についてインターネット等で閲覧することを求めるもの</p> <p>(5) <u>空席等に連動して変動し、申込時点まで確定しない価格変動型運賃利用のため、旅行代金が確定していない旅行商品を紹介するもの</u></p> <p>第1条の2 規約第5条第1号に規定する「企画旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び登録番号は、旅行業法第5条に規定する旅行者登録簿（以下「旅行者登録簿」という。）に記載されたものであること。</p> <p>第4条 規約第5条第5号に規定する「旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 目的地 募集型企画旅行（旅行の目的地が明示されないミステリーツアーを除く。）の目的地は日程表の中で具体的に表示するほか、主たる目的地をツアータイトルの中で表示すること。ただし、ツアータイトル中にその旅行のテーマその他旅行の内容の特色を表示することにより主たる目的地が明確になる場合は、その表示を省略することができる。</p> <p>(9) <u>土産物店等</u> 日程中の土産物店等に関する事項について表示するときは、<u>一般社団法人日本旅行業協会（以下「JATA」という。）及び一般社団法人全国旅行業協会（以下「ANTA」という。）作成の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（以下「旅行広告等ガイドライン」という。）に準拠して表示すること。</u></p> <p>第5条 規約第5条第6号に規定する「旅行者が提</p>	<p>第1条 規約第4条第7号の2に規定する「告知広告」とは、例えば、次のものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の詳細についてウェブサイト等で閲覧することを求めるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第1条の2 規約第5条第1号に規定する「企画旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び登録番号は、旅行業法（<u>昭和27年法律第239号</u>）第5条に規定する旅行者登録簿（以下「旅行者登録簿」という。）に記載されたものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>第4条 規約第5条第5号に規定する「旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 目的地 募集型企画旅行（ミステリーツアーを除く。）の目的地は日程表の中で具体的に表示するほか、主たる目的地をツアータイトルの中で表示すること。ただし、ツアータイトル中にその旅行のテーマその他旅行の内容の特色を表示することにより主たる目的地が明確になる場合は、その表示を省略することができる。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 規約第5条第6号に規定する「旅行者が提</p>

変 更	現 行
<p>供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(2) 宿泊サービス</p> <p>エ 客室が、他の旅行者と同室（相部屋）となる場合等は、その条件を明確に表示すること。</p> <p>第6条 規約第5条第7号に規定する旅行代金は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 対価の額</p> <p>ア 「旅行代金」と表示すること。</p> <p>イ 旅行代金は、コースごとに明瞭に表示すること。</p> <p>エ 海外募集型企画旅行における国内線と国際線の乗り継ぎに関わる国内の空港間の交通費について表示する場合は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。</p> <p>オ 旅行開始日、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件により旅行代金が異なるものについては、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金がかかるように表示すること。</p> <p>カ 最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を同じ方法で表示すること。ただし、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件（旅行開始日を除く。）を明瞭に表示した場合は、その近接した場所に当該条件に該当する最低と最高の旅行代金を表示することができる。</p> <p>キ 子供及び幼児の旅行代金について、大人料金を適用する場合はその旨、異なる旅行代金を設定する場合はその金額及び適用年齢並びに対象となる旅行サービスの範囲を、それぞれ表示すること。</p> <p>ク イベント旅行については、イベントの主催者と企画旅行業者の責任を明確にするときは、イベント参加費用と旅行代金を分けて表示すること。</p> <p>ケ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート観賞等のイベント旅行の入場料は旅行代金に含めて表示すること。</p>	<p>供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊サービス ア～ウ (略)</p> <p>エ 客室が、他の旅行参加者と同室（相部屋）となる場合等は、その条件を明確に表示すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6条 規約第5条第7号に規定する「旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 対価の額</p> <p>ア 対価は「旅行代金」と表示すること。</p> <p>イ 対価（以下「旅行代金」という。）は、コースごとに明瞭に表示すること。</p> <p>ウ (略) (新設)</p> <p>エ 旅行開始日、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件により旅行代金が異なるものについては、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金がかかるように表示すること。</p> <p>オ 最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を同じ方法で表示すること。ただし、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件（旅行開始日を除く。）を明瞭に表示した場合は、その近接した場所に当該条件に該当する最低と最高の旅行代金を表示することができる。</p> <p>カ 子供及び幼児の旅行代金について、大人料金を適用する場合はその旨、異なる旅行代金を設定する場合はその金額及び適用年齢並びに対象となる旅行サービスの範囲を、それぞれ表示すること。</p> <p>キ イベント旅行については、イベントの主催者と企画旅行業者の責任を明確にするときは、イベント参加費用と旅行代金を分けて表示すること。</p> <p>ク ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート観賞等のイベント旅行の入場料は旅行代金に含めて表示すること。</p>

変 更	現 行
<p>コ <u>ゴルフツアーの旅行代金表示については、ゴルフプレイに必要な経費のうち、日程に含まれているゴルフ場のグリーンフィを旅行代金に含めて表示すること。また、キャディフィ、カート代、ロッカー代、諸経費等の当該ゴルフツアーに必要とされる経費は、旅行代金に近接して明瞭に表示すること。</u></p> <p>サ <u>記名式であること等により他人への譲渡が禁止されている入場券であって、旅行者が旅行契約を解除した際には当該入場券を旅行者が買い取る旨の特約を締結するときは、その旨及び当該入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。</u></p> <p>シ <u>学会、見本市、ライオンズクラブ、市民マラソン等、旅行者がイベント自体を構成又は実行する者である場合は、当該イベントの登録料等を旅行代金に含めて表示しなくても差し支えない。ただし、その場合はその旨と当該イベントの登録料等の詳細を明確に表示すること。</u></p> <p>ス <u>観光施設について、写真やイラストを掲載し、若しくはツアーの見どころ等を表示する場合、又は日程表の中で文字を濃くすること、若しくは網掛けをすること等により、強調して表示する場合には、当該観光施設の入場料は、旅行代金に含めて表示すること。また、一般消費者に観光施設への入場に期待を抱かせるキャッチコピーを使用した場合や旅行代金を強調表示した場合も同様に、観光施設の入場料は旅行代金に含めて表示すること。</u> <u>ただし、日程表中及び写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した場合は、旅行代金に含めないことができる。</u> <u>なお、写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で、入場料が旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した観光施設は、日程表中において強調表示した場合であっても、日程表中の当該入場料の表示を省略することができる。</u></p> <p>(2) 支払方法</p> <p>ア <u>旅行出発前の企画旅行者が定める期日までに全額事業者</u>に支払う必要がある場合にはその旨を表示すること。</p> <p>イ <u>海外募集型企画旅行における申込金の支払</u></p>	<p>ケ <u>ゴルフツアーの旅行代金表示については、ゴルフプレイに必要な経費のうち、日程に含まれているゴルフ場のグリーンフィを旅行代金に含めて表示すること。また、キャディフィ、カート代、ロッカー代、諸経費等の当該ゴルフツアーに必要とされる経費(2人分から4人分まで全て)は、旅行代金に近接して明瞭に表示すること。</u></p> <p>コ <u>記名式であること等により他人への譲渡が禁止されている入場券であって、旅行者が旅行契約を解除した際には当該入場券を旅行者が買い取る旨の特約を締結するときは、その旨及び当該入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。</u></p> <p>サ <u>学会、見本市、ライオンズクラブ、市民マラソン等、旅行参加者がイベント自体を構成又は実行する者である場合は、当該イベントの登録料等を旅行代金に含めて表示しなくても差し支えない。ただし、その場合はその旨と当該イベントの登録料等の詳細を明確に表示すること。</u></p> <p>シ <u>観光施設について、写真やイラストを掲載し、若しくはツアーの見どころ等を表示する場合、又は日程表の中で文字を濃くすること、若しくは網掛けをすること等により、強調して表示する場合には、当該観光施設の入場料は、旅行代金に含めて表示すること。また、一般消費者に観光施設への入場に期待を抱かせるキャッチコピーを使用した場合や旅行代金を強調表示した場合も同様に、観光施設の入場料は旅行代金に含めて表示すること。</u> <u>ただし、日程表中及び写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した場合は、旅行代金に含めないことができる。</u> <u>なお、写真やイラストの説明に近接して、観光施設に関する説明と同一の文字の大きさ、濃さ等で、入場料が旅行代金に含まれない旨及び入場料を明瞭に表示した観光施設は、日程表中において強調表示した場合であっても、日程表中の当該入場料の表示を省略することができる。</u></p> <p>(2) 支払方法</p> <p><u>旅行出発前の旅行者</u>が定める期日までに全額旅行者等に支払う必要がある場合にはその旨を表示すること。</p> <p>(新設)</p>

変 更	現 行
<p><u>額と旅行代金残金の支払時期は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。</u></p> <p>第7条の2 <u>規約第5条第9号に規定する「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。</u></p> <p>第8条 規約第5条第10号に規定する「旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの」とは、空港諸税及び空港施設使用料等（以下「空港諸税等」という。）、渡航手続諸費用、超過手荷物料金、クリーニング代その他の旅行代金以外に通常負担する必要がある経費並びに旅行代金に含めない燃油サーチャージをいい、これらについて具体的に表示するものとする。</p> <p>第9条 規約第5条第11号に規定する「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>ア 契約の申込みに際して、所定の申込書と申込金の提出が必要な場合は、その旨を表示すること。</p> <p>イ 申込金の額は、金額又は旅行代金に対する割合で明確に表示すること。</p> <p>ウ <u>電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて契約を締結する場合は、当該企画旅行者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第6条（電話等による予約）の規定に準拠して表示すること。同約款以外の認可された約款を使用して旅行契約を締結しようとする場合にあっては、当該約款の該当する条文に準拠して表示すること。以下同様とする。</u></p> <p>(2) 申込条件</p> <p>未成年者・高齢者・身体障害者等の契約の申込みに対して、保護者又は付添人の同行、同意書、健康アンケート等の提出を義務付ける場合は、その旨を表示すること。</p> <p>(3) 団体・グループ契約</p> <p>同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、その責任ある代表者を定めて<u>契約を申し込む場合の取扱いについては、当該企画旅行者の旅</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第8条 規約第5条第9号に規定する「旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの」とは、空港諸税及び空港施設使用料等（以下「空港諸税等」という。）、渡航手続諸費用、超過手荷物料金、クリーニング代その他の旅行代金以外に通常負担する必要がある経費並びに旅行代金に含めない燃油サーチャージをいい、これらについて具体的に表示するものとする。</p> <p>第9条 規約第5条第10号に規定する「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 申込方法</p> <p>ア <u>旅行の</u>申込みに際して、所定の申込書と申込金の提出が必要な場合は、その旨を表示すること。</p> <p>イ 申込金の額は、金額又は旅行代金に対する割合で明確に表示すること。</p> <p>ウ <u>電話、郵便、ファクシミリ等による予約の申込みを受け付ける場合は、標準旅行業約款第6条（電話等による予約）の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款以外の認可された約款を使用して旅行契約を締結しようとする場合にあっては、当該約款の該当する条文に準拠して表示すること。以下同様とする。</u></p> <p>(2) 申込条件</p> <p>未成年者・高齢者・身体障害者等の申込みに対して、保護者又は付添人の同行、同意書、健康アンケート等の提出を義務付ける場合は、その旨を表示すること。</p> <p>(3) 団体・グループ契約</p> <p>同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、その責任ある代表者を定めて申し込む場合の取扱いについては、<u>標準旅行業約款第22条（契約</u></p>

変 更	現 行
<p>行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第22条(契約責任者)の規定に準じて表示するものとする。</p> <p>(4) 契約の成立時期</p> <p>店頭販売及び訪問販売等の対面販売による契約の申込みの場合、電話による契約の申込みの場合及び郵便又はファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて契約を締結する場合のそれぞれについて、契約の成立時期を当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第6条(電話等による予約)及び第8条(契約の成立時期)の規定に準拠して表示すること。</p> <p>第10条 規約第5条第12号に規定する「契約の変更及び解除に関する事項」は、募集型企画旅行契約を変更し、又は解除する場合の諸条件、取消料及び違約料について、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第13条(契約内容の変更)、第14条(旅行代金の額の変更)、第15条(旅行者の交替)、第16条(旅行者の解除権)、第17条(当社の解除権等－旅行開始前の解除)及び第18条(当社の解除権－旅行開始後の解除)の規定に準拠して表示するものとする。</p> <p>第11条 規約第5条第13号に規定する「責任及び免責に関する事項」は、募集型企画旅行に関し、旅行業者及び責任者が負う責任の範囲等について、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第27条(当社の責任)及び第30条(旅行者の責任)の規定に準拠して表示するものとする。</p> <p>第12条 規約第5条第14号に規定する「旅行中の損害の補償等に関する事項」は、旅行者が募集型企画旅行参加中に被った損害に関し補償金及び見舞金の支払について当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第28条(特別補償)の規定に準拠して表示するものとする。</p> <p>第12条の2 規約第5条15号に規定する「変更補償金に関する事項」は、旅程保証制度に基づく変更</p>	<p>責任者)の規定に準じて表示するものとする。</p> <p>(4) 契約の成立時期</p> <p>店頭販売及び訪問販売等の対面販売による申込みの場合、電話による申込みの場合及び郵便又はファクシミリによる申込みの場合のそれぞれについて、契約の成立時期を標準旅行業約款第6条(電話等による予約)及び第8条(契約の成立時期)の規定に準拠して表示すること。</p> <p>第10条 規約第5条第11号に規定する「契約の変更及び解除に関する事項」は、募集型企画旅行契約を変更し、又は解除する場合の諸条件について、標準旅行業約款第13条(契約内容の変更)、第14条(旅行代金の額の変更)、第15条(旅行者の交替)、第16条(旅行者の解除権)、第17条(当社の解除権等－旅行開始前の解除)及び第18条(当社の解除権－旅行開始後の解除)の規定に準拠して表示するとともに、取消料及び違約料の額を表示するものとする。</p> <p>第11条 規約第5条第12号に規定する「責任及び免責に関する事項」は、募集型企画旅行に関し、旅行業者及び旅行者が負う責任の範囲等について、標準旅行業約款第27条(当社の責任)及び第30条(旅行者の責任)の規定に準拠して表示するものとする。</p> <p>第12条 規約第5条第13号に規定する「旅行中の損害の補償等に関する事項」は、旅行者が募集型企画旅行参加中に被った損害に関し補償金及び見舞金の支払については標準旅行業約款第28条(特別補償)、旅程保証制度に基づく変更補償金の支払については標準旅行業約款第29条(旅程保証)の規定にそれぞれ準拠して表示するものとする。</p> <p>(新設)</p>

変 更	現 行
<p><u>補償金の支払について当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第29条（旅程保証）の規定に準拠して表示するものとする。</u></p> <p>第13条 規約第5条第16号に規定する「最少催行人員」は、募集型企画旅行の参加者数があらかじめ企画旅行業者が定める人員数を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととするときの当該人員数を表示するものとする。</p> <p>第14条 規約第5条第17号に規定する「参加資格」は、旅行参加について、有効な旅券や査証等の所持が必要な場合、あるいは性別・年齢や一定の技能を有していることを参加資格として設ける場合は、その旨を表示すること。</p> <p>第15条 規約第5条第18号に規定する「安全及び衛生に関する事項」は、旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び入手方法等を表示すること。</p> <p>第16条 規約第5条第19号に規定する「個人情報保護」は、<u>JATA及びANTA作成の「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン」</u>に準拠して表示すること。</p> <p>第17条 規約第5条第20号に規定する「旅行条件の基準期日」は、当該募集型企画旅行の諸条件（特に利用する運送機関の運賃・料金等）が、いつの時点を基準として設定されたものであるかを表示するものとする。</p> <p>第28条の2 <u>規約第6条の3に規定する表示については、第4条から第7条の2及び第13条の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、旅行代金の表示については、次の各号に定める事項以外の表示は省略することができる。</u></p>	<p>第13条 規約第5条第14号に規定する「最少催行人員」は、募集型企画旅行の参加者数があらかじめ企画旅行業者が定める人員数を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととするときの当該人員数を表示するものとする。</p> <p>第14条 規約第5条第15号に規定する「参加資格」は、旅行参加について、有効な旅券や査証等の所持が必要な場合、あるいは性別・年齢や一定の技能を有していることを参加資格として設ける場合は、その旨を表示すること。</p> <p>第15条 規約第5条第16号に規定する「安全及び衛生に関する事項」は、旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び入手方法等を表示すること。</p> <p>第16条 規約第5条第17号に規定する「個人情報保護」は、<u>一般社団法人日本旅行業協会の「個人情報取扱いガイドライン」</u>に準拠して表示すること。</p> <p>第17条 規約第5条第18号に規定する「旅行条件の基準期日」は、当該募集型企画旅行の諸条件（特に利用する運送機関の運賃・料金等）が、いつの時点を基準として設定されたものであるかを表示するものとする。</p> <p>第18条～第28条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第28条の2 <u>規約第6条の3に規定する旅行代金の表示については、第6条第1号の規定を準用する。ただし、次の各号に定める事項以外の表示は省略できる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>第29条～第33条の4（略）</p>

変 更	現 行
<p>第34条 規約第10条の規定による表示は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>2 前項第1号にかかわらず、同号イ及びウについては、<u>募集広告においてこれを省略することができる。</u></p> <p>第34条の2 <u>規約第11条の2に規定する表示は、JATA及びANTA作成の「ツアー登山運行ガイドライン」に準拠して表示すること。</u></p> <p>第36条 規約第14条各号の規定について例示すると以下のとおりである。</p> <p>(2) 規約第14条第2号で規定するものとしては、例えば、ツアータイトルに利用する運送機関の特別の設備又は等級等を使用することを強調表示しながら、その設備又は等級等が利用できないことがこれに当たる。</p> <p>(9) <u>規約第14条第12号で規定するものとしては、例えば、「バーゲン」、「格安」、「お買い得」、「お値打ち」等の用語がこれに当たる。</u></p>	<p>第34条 規約第10条の規定による表示は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号にかかわらず、同号イ及びウについては募集広告においてこれを省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第36条 規約第14条各号の規定について例示すると以下のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約第14条第2号で規定するものとしては、例えば、<u>「2階建て新幹線で行く……」</u>のように、ツアータイトルに利用する運送機関の特別の設備又は等級等を使用することを強調表示しながら、その設備又は等級等が利用できないことがこれに当たる。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第37条 (略)</p>

附 則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に作成された募集型企画旅行の説明書面及び募集広告の表示については、なお従前の例によることができる。

